

東京女子医科大学東医療センター
卒後歯科臨床研修プログラム

令和4（2022）年度

東京女子医科大学東医療センター
卒後臨床研修センター

東京女子医科大学東医療センター 卒後歯科臨床研修プログラムの骨子

1. 臨床研修の特徴および目的

平成18年度から必修化された歯科医師臨床研修の到達目標を踏まえ、当センターで作成したプログラムに基づいて研修を行う。

このプログラムは歯科の一般的な診療に必要な基本的知識・技術・態度を学び、歯科医師としての基本を修得することを目的としている。

2. プログラムの名称と責任者の氏名

名称：東京女子医科大学東医療センター卒後歯科臨床研修プログラム

責任者：東京女子医科大学東医療センター歯科口腔外科准教授 金子 裕之

3. 研修期間

令和4年4月から令和5年3月までの1年間

4. 臨床研修施設および臨床研修を行う分野

単独型臨床研修施設：東京女子医科大学東医療センター歯科口腔外科

分野：保存修復・歯周治療・冠橋義歯・全部床・部分床義歯・口腔外科

研修協力施設：扇大橋病院、富田歯科医院

5. 歯科研修医の指導体制

卒後臨床研修管理委員会と卒後臨床研修センターを設置している。研修医は研修期間中、卒後臨床研修センターに所属し、歯科口腔外科に配属される。

卒後臨床研修センターと歯科口腔外科は連携して指導・管理を行う。

- ① 指導医は原則として7年目以上の臨床経験を有する歯科医師を充てる。
- ② 臨床研修事項に関しては、診療部長の了承のもとに研修指導医が決定するが、常に診療部長に報告する。
- ③ 外来研修は指導医の監督下で診療に従事する。
- ④ 病棟研修は指導医・主治医・研修医が診療チームを構成して行われる。

6. 歯科研修医の募集及び採用の方法と募集定員

予め卒後歯科臨床研修プログラムを公開し、全国に公募する。受験受付開始は7月初旬とするが、見学は随時電話連絡で予約の上、可能である。応募の窓口は当センターの卒後臨床研修センターとする。

選抜方法：① 当センターでの研修を希望する者は所定の書式を用いて受験を申請する。選考試験日は令和3年8月28日(土)とする。

② 選考は筆記試験・小論文・面接による試験を行い、病院長が合否と希望順位を決定する。

③ 歯科医師臨床研修マッチング協議会のマッチングに参加し、上記試験による採用希望順位を登録し、マッチングの決定を以って採否を最終決定する。

ただし、マッチング後の状況により再募集を行うことがある。

(1) 募集人数 … 2名

(2) 選抜方法 … 筆記試験・小論文・面接試験

(3) 臨床研修修了後の進路 … 選考により後期研修へ進むことが出来る。

7. 研修プログラムの実際

外来と病棟をローテーションし研修を行う。それぞれで担当指導医が研修医2名に対し、1名の体制で指導する。外来では患者の医療面接を行い、簡単な処置を指導医の指導のもとに行う。病棟では担当する患者の術前、術後の管理を行い手術に参加する。夜間・休日の当直も指導医のもとに行い歯科口腔疾患の救急処置・応急処置を学ぶ。

8. 臨床研修の評価

(1) 勤務状況・勤務態度

(2) 経験すべき診察方法・手技の到達度

(3) 症例検討会・セミナーの出席状況

9. 歯科研修医の処遇に関する事項

東京女子医科大学の医員（研修医）として採用する。研修期間中はその身分を明らかにする措置を講じ、病院は研修環境の整備に努力する。

(1) 常勤または非常勤の別、勤務時間および休暇に関する事項

常勤。原則1週39時間勤務とする。休暇については学校法人の決定に従う。
ただし病棟を有する歯科口腔外科という特殊性から柔軟性が必要であり、詳細は所属科が指示する診療業務に従う。

なお、研修医の期間は歯科医師法第16条の3によりアルバイトを禁止する。

(2) 給与等に関する事項

他大学及び研修病院の状況・当院の立地条件を考慮し給与水準は次の程度を考える。他施設の基準を下回らないのを原則とするが、最終的には学校法人東京女子医科大学の決定する基準に従う（経済状況等により変動することがある）

基本給与 ¥150,000（令和2年度実績）

研修手当 ¥35,000（令和2年度実績）

通勤手当 実費支給（上限55,000円/月）

当宿直手当・住宅手当は本学の基準に従う。

(3) 時間外勤務および当直に関する事項

病棟を有する歯科口腔外科であるため、時間外勤務がある。また、研修医の実力により時間外に窩洞形成等の練習を行う場合がある。

当直は上級医の見習い当直として上級医とともにしている。

(4) 歯科研修医のための宿舎及び病院内施設の有無

専用宿舎：有（ワンルームマンション家賃補助制度。但し、諸条件有り）

※病院負担額：40,000円（差額の本人負担額は40,000円前後）

病院内施設：有（院内既設の研修医室を医科研修医と共同にて使用）

(5) 社会保険・労働保険・歯科医師賠償責任保険に関する事項

① 医療保険は東京女子医科大学健康保険組合に加入する。

② 年金保険は厚生年金に加入する。

③ 労働者災害保障保険に加入する。

④ 雇用保険に加入する。

⑤ 歯科医師賠償責任保険：施設限定歯科医師賠償責任保険の適用
（任意保険への加入を勧める）

(6) 健康管理に関する事項

年2回の当センター全体の健康診断を行っている

(7) 外部の研修活動に関する事項（学会・研究会等への参加の可否及び費用負担の有無）

学会・研修会への参加は、外来診療・病棟の状況が許す範囲で、所属科が認めるもののみ可能である。費用は自己負担とする。

(8) その他：白衣他被服無償貸与（クリーニング病院負担）

臨床研修の到達目標

1. 研修プログラムの理念と特色

歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に基づいて、歯科医師が歯科医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野に関わらず歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な臨床において頻繁に関わる負傷または疾病に対し、適切な対処・基本的な診療能力を身に付けることが出来る研修を行う。

そのため、当センターでは、すべての研修医が外来診療・病棟管理を一年間通して同時に行うことにより、基本的な臨床能力を習得し、適切なプライマリ・ケアを実行しうる臨床医として研修を深めることを目的としてプログラムを作成した。

2. 臨床研修の目標

(1) 歯科医師臨床研修の概要

歯科医師臨床研修の目標は、患者中心の全人的医療を理解し、すべての歯科医師に求められる基本的な診療能力（態度、技能、知識）を身に付け、生涯研修の第一歩とすることである。

(2) 歯科医師臨床研修の行動目標

近年、歯科医学・医療の細分化が行われてきたが、最近になり全人的に総合して診察出来る能力が必要とされてきており、単に専門分野に関する医学的知識の勉強や診断、治療の習得だけではなく、日常診療で頻繁に遭遇する疾患や病態に適切に対応出来る様、基本的な診療能力（態度・技能・知識）を学習することが求められている。同時に患者が抱える全身疾患や・身体的・社会的・心理的問題も適確に判断し、他科との関連の中から治療・介護・介護サービス等、種々の方策を総合的に判断して問題解決にあたる姿勢や人格を涵養することが重要である。

また、患者の立場に立った診療が重要で、それには多数の協力者がいて初めて診療が成り立つこと、歯科医学の進歩に追従するためには生涯教育が必要であること、安全管理にも適切な洞察力を持って対応出来ること、評価に耐える診療録の作成と対外的に発表しうる能力が求められていること等を十分に認識し、習得する姿勢と人格を形成することが初期研修の最大の目標である。そのために以下の項目が到達出来ることを目標とする。歯科医師として患者・家族とより良い人間関係を確立しようと努める態度を身に付け、守秘義務を果たしプライバシーへの配慮が出来る。

- 1) 全人的な視点から得られた医療情報を理解し、それに基づいた総合治療計画を立案出来る。
- 2) 歯科疾患及び口腔外科疾患の治療・予防における基本的技能を身に付ける。

- 3) 一般的によく遭遇する応急処置と頻度の高い歯科治療処置を確実に実施出来る。
- 4) 歯科治療時の全身的偶発事故の予測・管理が行え、万が一発生した場合は適切に対処出来る。
- 5) 自ら行った処置の経過を観察・評価し、診断と治療に常にフィードバックする態度・習慣を身に付ける。
- 6) 常に専門的知識も追求し、高度先進的歯科医療にも目を向け、生涯研修の意欲への動機付けをする。
- 7) 歯科医師の社会的役割を認識し実践出来る。

(3) 到達目標

個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践出来るようになるために基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身に付けることを目標とする。

I. 医療面接

【一般目標】

患者中心の歯科診療を実施し、患者・家族との信頼関係を構築するために医療面接についての知識・態度及び技能を身に付け、実践することが出来る。

【行動目標】

- ① コミュニケーションスキルを実践出来る。
- ② 患者の病歴（主訴・現病歴・既往歴・家族歴・生活習慣・職業歴）の聴き取りを適確に行い、系統的に正確に記録することが出来る。
- ③ 患者・家族に必要な情報を十分に提供し、患者の自己決定を尊重することが出来る（インフォームドコンセントの構築）
- ④ 治療方針や生活指導について十分な説明が出来る。
- ⑤ 患者の心理・社会的背景に配慮し、プライバシーを守ることが出来る。
- ⑥ 治療方針にあたっては、患者の全身疾患等も考慮した上で、心身における QOL (quality of life) に配慮出来る。

II. 総合診療計画

【一般目標】

確実な歯科診療を効果的で効率良く行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身に付ける。

【行動目標】

- ① 診断を得るために適切で十分な医療情報を収集する。
- ② 主要な身体所見と病態を正確に把握するための診察・検査を系統的に実施・記載出来る。
- ③ 基本的検査・診察から得られた情報から鑑別疾患も含めて考慮出来、その中から正確な診断が出来る。場合によっては鑑別のために必要な検査を追加出来る。

- ④ 診断に対して適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示出来る。
- ⑤ 十分な説明による患者の自己決定を確認する。
- ⑥ 一口腔単位の治療計画を作成出来る。

《基本的診察、臨床検査》

基本的検査 (1) 自ら検査を実施し、結果を解釈出来る。

- a.バイタルサイン
- b.デンタル写真・オルソパントモ写真・咬合法写真
- c.頭部 P→AX 線写真・ウォーターズ X 線写真

基本的検査 (2) 必要に応じて自ら検査を実施し、結果を解釈出来る。

- a.一般血液検査
- b.血液生化学的簡易検査
- c.簡単な細菌学的検査

基本的検査 (3) 適切に検査を選択し、結果を解釈出来る。

- a.血液生化学的検査
- b.アレルギー・免疫学的検査・動脈血ガス分析
- c.CT 検査
- d.超音波検査
- e.唾液腺造影検査

基本的検査 (4) 適切に検査を選択し、専門家の助言を得て結果を解釈出来る。

- a.MRI 検査
- b.核医学検査
- c.心電図検査
- d.生検・細胞診・病理組織学的検査

< 修了判定の評価基準 >

治療計画を作成するために基本的検査(1)は最低 20 例、(2)は 10 例、(3)、(4)は各々最低 3 例以上に対して結果の解釈を行い、合計 50 例以上の総合治療計画を立案することが必要。

III. 予防・治療基本技術

【一般目標】

歯科疾患や口腔外科疾患・機能障害を予防・治療・管理するために必要な基本技術を身に付ける。

【行動目標】

- ① 基本的な予防法の知識を習得し、説明や手技を実施出来る。
- ② 基本的な歯科疾患の治療法の理論を熟知し、手技を実施出来る。
- ③ 医療記録を適切に作成し、管理出来る。
- ④ 口腔外科疾患の治療法を理解し、アシスタントが出来る。

⑤ 全身麻酔下の口腔外科手術を理解し、器具出しが出来る。

⑥ 静脈確保や必要に応じて静脈注射・点滴が出来る。

< 修了判定の評価基準 >

①、②に則した指導医からのテーマに対して最低1題のレポート提出を目標達成の基準とする。③から⑤までの行動目標では各々最低3例以上を、⑥は10例以上を経験することが必要。

IV. 応急処置

【一般目標】

一般的な歯科・口腔外科疾患に対処するために応急処置を要する症例に対して必要な臨床能力を身につける。

【行動目標】

① 歯科疾患の急性疼痛に対する応急処置を実施出来る (a. 菌性の急性炎症、b. 外傷歯、c. 粘膜損傷)。

② 歯・口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な応急処置が実践出来る (a. 外傷歯の固定、b. 粘膜損傷への圧迫止血、c. 筋におよばない創の縫合)。

③ 修復物・補綴装置等の脱離、破損及び不適合に対する応急処置が実施出来る (a. 修復物の再合着、b. 破損した義歯床の修理、c. 脱落した人工歯の修復)。

< 修了判定の評価基準 >

①から③の行動目標は括弧内を合計して各々最低5例以上を経験していることが必要。

V. 高頻度治療

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために高頻度に遭遇する症例に対して必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

① う蝕に対する基本的な保存修復治療が実践出来る (a. レジン修復、b. インレー修復、c. クラウン修復)。

② 歯髄疾患の基本的な根管治療及び冠橋義歯を含めた補綴治療が実践出来る (a. 抜髄処置、b. 感染根管処置、c. 支台歯築造、d. 全部被覆冠)。

③ 歯周疾患の基本的な治療が実践出来る (a. 歯科保健指導、b. スケーリング・ルートプレーニング、c. 歯周外科治療の補助)。

④ 通常抜歯や残根抜歯の基本的な方法を理解し実践出来る (a. 乳歯抜歯、b. 永久歯抜歯、c. 残根抜歯)。

- ⑤ 咬合・咀嚼障害等に対して、橋義歯・全部床・部分床義歯の設計を含めた咬合回復の理論を理解し、実践出来る (a. 冠橋義歯、b. 部分床義歯、c. 全部床義歯)。

< 修了判定の評価基準 >

目標達成の基準として、①、②は模型実習を終了した後、①は診断、形成、印象、合着まで、②は診断、根管治療後の補綴装置の合着まで、③はイニシャルプレパレーションから再評価まで、④は問診から抜歯後の経過観察まで、⑤は設計から補綴装置を作製し調整までそれらすべての流れを経験した上で、各々括弧内を合計して最低 5 例以上を経験し、かつ全体で 80 例以上経験していることが必要。

VI. 医療管理、地域医療

【一般目標】

歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。

【行動目標】

- ① 保険診療を理解し実践する (保険研修を受ける)。
- ② 地域医療に参画し、役割や活動を理解する (関連施設での研修)。
- ③ 医療チームの構成員としての役割を理解し、医療・福祉・保険等、幅広い職種で構成される他の医療関係者と協調し、適格な情報を共有・交換して問題に対処出来る (他科や多業種が関わる症例)。
- ④ 診療計画書を作成出来る。
- ⑤ QOL (quality of life) を考慮に入れた総合的な管理計画へ参画出来る。
- ⑥ 症例呈示と意見交換のための討論が出来る (症例検討会での発表)。
- ⑦ 臨床症例に関するカンファレンスや学術集会に参加して意見を述べる事が出来る。
- ⑧ 自己評価および第三者による評価に基づいて問題対応能力の改善が出来る。
- ⑨ 自己管理能力を身に付け、生涯にわたり臨床能力の向上に努める事が出来る。

< 修了判定の評価基準 >

年間を通して具体的な活動内容、自己評価と管理能力に関するレポートを提出し、5 段階で 3 以上の評価を得ること。なおレポートは指導歯科医が評価を行う。

VII. 医療文書の記録と管理

【一般目標】

医療を行う上で必要な文書を適切に作成し、管理する事が出来る。

【行動目標】

- ① 診療録等の医療記録を正確に記載し、管理する事が出来る。
- ② 入院症例について簡明かつ適切な病歴要約が作成出来る。
- ③ 手術記録を上級医の指導のもとに作成出来る。
- ④ 処方箋や指示箋を適切に発行し、運用する事が出来る。
- ⑤ 診断書やその他の証明書等の社会的重要性を認識し、正確に記載して期限までに発行する事が出来る。
- ⑥ 他科への依頼状・紹介状・診療情報提供書を適正に記載し、紹介に対しても正しい返信を書く事が出来る。

< 修了判定の評価基準 >

目標達成基準として①について 50 例、②、③についてそれぞれ 5 例、④について 50 例、⑤については 3 例、⑥についてはそれぞれ 30 例以上を経験すること。

VIII. 医療安全・感染予防

【一般目標】

患者及び医療従事者にとっても安全な医療を行い、安全管理の方法を身に付け、危機管理意識を常に自らのものとする。

【行動目標】

- ① 医療現場の安全確認の考え方を理解し、実践出来る。
- ② 院内感染対策(Standard Precautions を含む)を理解し実践出来る。
- ③ インシデント・アクシデント等を理解し説明が出来、万が一、発生した場合は速やかに報告出来る。
- ④ 医療過誤について説明出来る。
- ⑤ 院内等で行われる安全管理講習会に積極的に参加する。

< 修了判定の評価基準 >

医療安全・院内感染対策関連の院内セミナーに参加、レポートを提出し、5 段階で 3 以上の評価を得ること。

< 指導体制 >

到達目標達成のため上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に適切な症例を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う。またレポート作成の際には助言を行う。